

東京電力株式会社への損害賠償請求に係る ADRセンターの仲介による和解について

平成 27 年 1 月 13 日
岩手県総務部総務室

1 経過等

- (1) これまで6次にわたり、県が放射線影響対策に要した費用 78 億 2 千万円余について賠償請求を行い、うち、第4次分までの平成 23 年度及び 24 年度分の請求額 47 億 4 千万円余のうち、41 億 1 千万円余について直接交渉により支払を受けている。
- (2) 東京電力株式会社が「政府指示等に基づくものでない」等として支払に応じない残りの費用 6 億 3 千万円余について、平成 26 年 1 月 23 日、県内市町村等と協調して、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に対して和解仲介の申立を実施した。
- (3) 平成 26 年 10 月に ADRセンターから東京電力株式会社に 2 億 5 千万円余の賠償金の支払を求める和解案が提示され、その内容は、事業費について「政府指示等に基づく」か否かにかかわらず、基本的に相当因果関係がある損害と認められるなど、県の主張を踏まえ、実態に則した妥当な内容であることから和解案を受諾することとし、県議会 12 月定例会に和解について議案を提案し、同年 12 月 10 日、議決された。
- (4) 東京電力側も和解案を受け入れたことから双方合意に至り、平成 27 年 1 月 6 日付けで和解契約を締結した。

単位：千円

	請求額 (A)	直接交渉 受領額 (B)	ADRセンター申立状況			(和解成立後)	
			申立額 (C)	和解額 (D)	和解額 の割合	受領額 (E)=(B)+(D)	賠償割合 (E)/(A)
平成23-24年度分 (1次～4次)	4,749,438	4,115,423	634,203	256,700	40.5%	4,372,123	92.1%
平成25年度分 (5次～6次)	3,075,318	224,511	東京電力株式会社と直接交渉中				
平成23-25年度計	7,824,756	4,339,934					

※ 原子力損害賠償紛争解決センターの指示による申立額に係る損害額算出方法の整理統一等のため、請求額 (A) と受領済額 (B) 及び申立額 (C) の和は一致しない。

2 和解内容

- (1) 和解額の内訳は下表のとおり。

単位：千円

損害項目	申立金額	和解金額	割合	和解額算定の考え方等
1) 測定経費	4,323	4,000	92.5%	全て相当因果関係を認定。端数切捨て。
2) 機器購入費	2,986	2,900	97.1%	全て相当因果関係を認定。端数切捨て。
3) 除染経費	840	800	95.2%	全て相当因果関係を認定。端数切捨て。
4) 広報経費	4,538	4,000	88.1%	一部を除き相当因果関係を認定。端数切捨て。
5) その他の損害	104,512	104,000	99.5%	一部を除き相当因果関係を認定。端数切捨て。
6) 人件費	517,003	141,000	27.3%	超過勤務手当64,740千円の他に勤務時間内分(押出し時間外) 76,260千円
合計	634,203	256,700	40.5%	

(2) 和解額算定の考え方

ア 事業費について

政府指示等に基づくか等を問わず、原発事故の有無にかかわらず支出していたと判断された一部の経費（例年開催しているセミナーの開催費用など）を除き、基本的に県の主張どおり相当因果関係がある損害と認められた。

イ 人件費について

本件原発事故による超過勤務手当支給額の増加分が損害と認められた。なお、職員が放射線影響対策業務に従事した分の超過勤務手当支給額の全額が申し立てどおりに認められたほかに、県が主張した職員が正規の勤務時間内に当該事故対応業務を行った人件費について、全額をそのまま損害と認めることは判例に照らして困難であるとしつつも、その結果、その他の通常業務を時間外に行わざるをえないという、いわば「押し出し時間外」が生じたことが経験則上認められるとして、当該「押し出し時間外」分の損害賠償が認められた。

3 和解案の評価

事業費について、基本的に県の主張どおり相当因果関係のある損害と認められ、また人件費についても正規勤務時間の内外を通じて放射線影響対策業務に従事してきたという県の主張を踏まえて損害賠償額が算定されており、実態に則した妥当な賠償内容と考えられることから、これを受諾して和解することが適当と判断した。